

令和元年11月5日

各位

県立村上中等教育学校長  
吉井 裕也

### 「いじめ総点検」について（報告）

令和元年7月25日（木）、新潟県教育委員会より高等学校教育課指導主事、生徒指導課指導主事が来校し、「いじめ総点検」が実施されました。学校からは、校長、教頭2名、いじめ対策推進教員、生徒指導主事が参加しました。学校からの説明、県教育委員会の指導事項は、下記のとおりです。

今回の点検を踏まえ、今後も「学校いじめ防止基本方針」の下、生徒支援委員会を中心にして、生徒の安全・安心を守り抜く体制づくりを進めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1 学校からの説明

校長より、生徒支援委員会を新たに立ち上げるとともに、「学校いじめ防止基本方針」を全面的に改訂するなどして、きめ細かいいじめ防止対策を図っていることを説明した。また、7月までのいじめ事案への対応について、特徴的な事例を紹介しながら説明した。

##### 2 指導事項

- ① 生徒、保護者が「いじめ」の定義について理解していないことから、学校の対応に不満を持つケースが目立っている。「学校いじめ防止基本方針」、「いじめ対応マニュアル」について、日頃から先生方をおして説明・周知しておいてほしい。
- ② SOSを促す、援助希求をさせる指導については、学級担任が「私に聴かせてほしい」、「私がしっかりと受け止める」という姿勢を生徒に見せることがまず大切である。
- ③ SNSに係るいじめの要因は、自分と他人との違いを受容できないことにある。違いを認め合える人間関係づくりを進めるために、LHRを使って、他者への接し方等について話し合いをさせてほしい。
- ④ 相談窓口を周知してほしい。相談の際に、「相談していいですか？」「聞いてもらえますか？」などと尋ねられることがある。学校で、「登録しよう。気軽に相談していいんだよ。」と伝えてほしい。
- ⑤ 指導の際には、生徒の言い分、その子なりの正義も受け止めてやることが大事。気持ちを受け止めた上で、その子の取った言動の不適切さに気付かせてほしい。ポイントは、行動のバリエーションを増やしてあげること。
- ⑥ 6月に実施した「いじめに関する自己点検」で、「いじめとは、一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているものだ」という誤った定義を正しいと判断した御校の職員は51.5%だった。「いじめ防止対策推進法」の条文を周知し、職員の理解を深めてほしい。